

○高岡市福祉のまちづくり条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市福祉のまちづくり条例(平成17年高岡市条例第91号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活・都市施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める不特定かつ多数の者の利用に供する施設は、別表第1の生活・都市施設の欄に掲げる施設とする。

(公共車両等)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める旅客の運送の用に供する機器は、別表第2に掲げる公共車両等とする。

(整備基準)

第4条 条例第22条に規定する整備基準は、別表第3のとおりとする。

(適合証の交付)

第5条 条例第25条第1項の適合証の様式は、市長が別に定める。

2 条例第25条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書(様式第1号)により行わなければならない。

3 前項の請求書には、別表第1の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。ただし、条例第28条の規定による届出をした者については、この限りでない。

(1) 生活・都市施設整備項目表(様式第2号から様式第6号まで)

(2) 別表第4に定める図書

(特定生活・都市施設)

第6条 条例第28条第1項の特定生活・都市施設は、別表第1の生活・都市施設の欄に掲げる施設のうち、その規模等が同表の特定生活・都市施設の規模等の欄に該当するものとする。

(特定生活・都市施設の新築等の届出)

第7条 条例第28条第1項及び第2項の規定による届出は、特定生活・都市施設の新築等又は届出内容の変更後の工事に着手する日の30日前までに、特定生活・都市施設新築等(変更)届出書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、別表第1の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

(1) 生活・都市施設整備項目表(様式第2号から様式第6号まで)

(2) 別表第4に定める図書

3 第1項の届出書は、社会福祉施設その他これに類するもの(以下「社会福祉施設等」という。)であって用途面積300平方メートルを超えるもの並びに小学校及び中学校に係るものを除き、富山県民福祉条例(平成8年富山県条例第37号)第32条に定める特定生活関連施設の新築等の届出を要するものについては、提出を要しない。

(軽微な変更)

第8条 条例第28条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の適用の変更を伴わない変更
 - (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更
- (工事完了の届出)

第9条 条例第30条の規定による工事完了の届出は、特定生活・都市施設工事完了届出書(様式第8号)により行わなければならない。

(公表)

第10条 条例第33条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 - (3) 勧告の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (意見陳述)

第11条 条例第33条第2項の規定による意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、市長が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。

3 市長は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例又は規則の条項
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

4 市長は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第33条第1項の規定による公表をすることができる。

(適合状況の報告)

第12条 条例第35条第1項の規定による報告は、特定生活・都市施設適合状況報告書(様式第9号)により行わなければならない。

2 前項の報告書には、必要に応じ、別表第1の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

(1) 生活・都市施設整備項目表(様式第2号から様式第6号まで)

(2) 別表第4に定める図書

(身分証明書)

第13条 条例第35条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第10号によるものとする。

(国等)

第14条 条例第36条の規則で定める者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定が、法令の規定により国又は地方公共団体とみなして準用される法人とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年高岡市規則第41号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1(第2条、第5条、第6条、第7条、第12条関係)

区分	生活・都市施設	特定生活・都市施設の規模等
建築物	(1) 病院又は診療所	患者の収容施設を有するもの
	(2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
	(3) 集会場又は公会堂	すべてのもの
	(4) 展示場	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
	(5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が500平方メートルを超えるもの
	(6) ホテル又は旅館	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの

	(7) 社会福祉施設等	すべてのもの
	(8) 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類するもの	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
	(9) 博物館、美術館又は図書館	すべてのもの
	(10) 公衆浴場	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
	(11) 飲食店	用途面積が300平方メートルを超えるもの
	(12) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が300平方メートルを超えるもの
	(13) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で乗客の乗降又は待ち合いの用に供されるもの	すべてのもの
	(14) 一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
	(15) 公衆トイレ	すべてのもの
	(16) 国、地方公共団体及び第14条に規定する者の事務又は事業の用に供するもの並びに一般ガス事業者、一般電気事業者及び第一種電気通信事業者の店舗	すべてのもの
	(17) 学校	すべてのもの
	(18) 共同住宅	1棟につき50戸を超えるもの
	(19) 地下街	すべてのもの
	(20) (1)から(17)までに掲げるものの複合施設	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
公共交通機関の施設	次に掲げる施設で建築物以外の部分	すべてのもの
	(1) 鉄道の駅	
	(2) 軌道の停留所	
	(3) 港湾旅客施設	

	(4) 空港旅客施設	
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	すべてのもの
公園	(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に掲げる児童遊園 (3) 遊園地、動物園及び植物園	すべてのもの

備考 用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計をいい、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合にあっては、当該増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更に係る部分の面積をいう。

別表第2(第3条関係)

区分	公共車両等
鉄道等	(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第1項第12号に規定する旅客車 (2) 軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)第9条第1項第17号(ロ)に掲げる客車
自動車	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
船舶	海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

別表第3(第4条関係)

(1) 一般建築物に関する整備基準(300平方メートルを超える社会福祉施設等を除く。)

整備項目	整備基準
1 出入口	利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室(直接地上へ通ずる出入口のある階及び4の項に規定するエレベーターが停止する階に設けられるものに限る。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

	(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること(共同住宅を除く。) ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。 エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(自動車車庫、学校及び共同住宅を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

	(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。 イ 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 傾斜路には、手すりを設けること。 オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(自動車車庫、学校及び共同住宅を除く。)。
3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。 (1) 手すりを設けること。 (2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。 (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。 (5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること(自動車車庫、学校及び共同住宅を除く。)。
4 昇降機	(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。))が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること(学校及び共同住宅を除く。)。ただし、当該階において提供されるサービス

	又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。 (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。 ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。 キ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 ク かご内には、手すりを設けること。 ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ケに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。 シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。 (3) 小学校又は中学校で直接地上へ通ずる出入口がない階に屋内運動場を設ける場合には、(2)に定める構造のエレベーター又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
5 トイレ	(1) 専ら高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に利用者の用に供するトイレを設ける場合又は公衆トイレの新築等をする場合には、次に定める基準に適合するトイレを1以上設けること。 ア 車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑

	に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者対応便房」という。)が設けられていること。 イ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のあるトイレの出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者対応便房の出入口又は当該便房のあるトイレの出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 車いす使用者対応便房を設置した旨を、当該便房のあるトイレの出入口付近に見やすい方法で表示すること。 (2) (1)の建築物以外の建築物に利用者の用に供するトイレを設ける場合においては、次に定める基準に適合するトイレを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。 イ アの便房のあるトイレの出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ウ アの便房のあるトイレの出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) 利用者の用に供する男子用小便器のあるトイレを設ける場合においては、そのうち1以上のトイレに次に定める基準に適合する便器を1以上設けること。 ア 床置き式とすること。 イ 専ら高齢者又は障害者が利用する建築物においては、当該小便器の両側に手すりが設けられていること。 (4) 小学校又は中学校に(1)のアからエの基準に適合するトイレを1以上設けること。
6 客室及び寝室(以下「客室等」という。)	ホテル又は旅館で床面積の合計が5,000平方メートル以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合においては、その1以上の室を次に定める構造とすること。 (1) 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 出入口に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

	(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (4) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。 (5) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。ただし、客室等の外部に5の項(1)に定める構造のトイレを設ける場合においては、この限りでない。 (6) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられていること。ただし、客室等の外部にこれと同様以上に円滑に利用できる浴室が設けられている場合においては、この限りでない。
7 客席	劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂に固定式の客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用できる次に定める基準に適合する席を1以上設けること。 (1) 車いす使用者用の席の幅を90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者の席の床は、水平であること。 (3) 客席を有する室の1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。 (ア) 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)を超えないこと。 (イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
8 案内表示	案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を次に定める基準に適合するものとする。 (1) 高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう、高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとする。 (2) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置する等視覚障害者及び聴覚障害者の誘導に配慮したものとする。
9 駐車場	(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設ける

	こと(機械式駐車場及び共同住宅を除く。))。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする こと。 ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から 当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場 内の通路又は10の項(1)から(4)までに定める構造の敷地内の通路を 含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 (3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施 設に至る駐車場内の通路は、10の項(1)から(4)までに定める構造とす ること。
10 敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項(1)から(4)までに 定める構造に準じたものとする。 (3) 通路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、 車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 (4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の 敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定 する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車いす使用者用駐 車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、 次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とす ることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構 造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道 等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその 踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 (5) 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、そ れぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること(自動車庫 庫、学校及び共同住宅を除く。))。 ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置そ

	の他これに代わる装置を設けること。 イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 (6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 傾斜路及びその踊場は、2の項(5)のアからオまでに定める構造とすること。 イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 ウ 傾斜路は、必要に応じてひさしを設けるなど、積雪時等の通行に支障が生じないように配慮したものとする。
--	---

(2) 300平方メートルを超える社会福祉施設等の建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室(直接地上へ通ずる出入口のある階及び4の項に規定するエレベーターが停止する階に設けられるものに限る。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 直接地上に通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の幅は、内法を120センチメートル以上とし、各室の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下等	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項

	(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 ウ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。 (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を140センチメートル(段を併設する場合にあっては、120センチメートル)以上とすること。 イ 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 傾斜路には、手すりを設けること。 オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
3 階段	利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。 (1) 手すりを両側に設けること。 (2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。

	(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 (5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
4 昇降機	(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。 (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア かごの床面積は、2.099平方メートル以上とすること。 イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。 ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。 カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。 キ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 ク かご内には、手すりを設けること。 ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ケに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。 シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が

	開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
5 トイレ	(1) 専ら高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に利用者の用に供するトイレを設ける場合には、次に定める基準に適合するトイレを1以上設けること。 ア 車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、車いす使用者対応便房が設けられていること。 イ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のあるトイレの出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者対応便房の出入口又は当該便房のあるトイレの出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 車いす使用者対応便房を設置した旨を、当該便房のあるトイレの出入口付近に見やすい方法で表示すること。 (2) (1)の建築物以外の建築物に利用者の用に供するトイレを設ける場合においては、次に定める基準に適合するトイレを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。 イ アの便房のあるトイレの出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ウ アの便房のあるトイレの出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) 利用者の用に供する男子用小便器のあるトイレを設ける場合においては、そのうち1以上のトイレに次に定める基準に適合する便器を1以上設けること。 ア 床置き式とすること。 イ 専ら高齢者又は障害者が利用する建築物においては、当該小便器の両側に手すりが設けられていること。
6 客室等	床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物にベッドを設ける客室等を設ける場合においては、その1以上の室を次に定める構造とすること。 (1) 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

	(2) 出入口に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (4) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。 (5) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。ただし、客室等の外部に5の項(1)に定める構造のトイレを設ける場合においては、この限りでない。 (6) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられていること。ただし、客室等の外部にこれと同等以上に円滑に利用できる浴室が設けられている場合においては、この限りでない。
7 客席	固定式の客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用できる次に定める基準に適合する席を1以上設けること。 (1) 車いす使用者用の席の幅を90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者の席の床は、水平であること。 (3) 客席を有する室の1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。 (ア) 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)を超えないこと。 (イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
8 案内表示	案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を次に定める基準に適合するものとする。 (1) 高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう、高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとする。 (2) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置する等視覚障害者及び聴覚障害者の誘導に配慮したものとする。

9 駐車場	(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること(機械式駐車場を除く。)。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる 1 の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は10の項(1)から(4)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 (3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、10の項(1)から(4)までに定める構造とすること。
10 敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項(1)から(4)までに定める構造に準じたものとする。 (3) 通路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 (4) 直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の各出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 ア 幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 (5) 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端

	に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 (6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 傾斜路及びその踊場は、2の項(5)のアからオまでに定める構造とすること。 イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 ウ 傾斜路は、必要に応じてひさしを設けるなど、積雪時等の通行に支障が生じないよう配慮したものとする。
--	---

(3) 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) 視覚障害者を誘導するためのブロック(以下「誘導用ブロック」という。)を敷設すること。
2 通路	利用者の用に供する通路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、(1)の表の3の項に定める構造に準じたものとする。 (3) 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち1以上の経路においては、通路を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 ウ 1の項に定める構造の改札口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 (4) 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち1以上の

	経路においては、通路に誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 (5) 通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 傾斜路及びその踊場は、(1)の表の2の項(5)のアからオまでに定める構造とすること。 イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 ウ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するためのブロック(以下「注意喚起用ブロック」という。)を敷設すること。
3 階段	利用者の用に供する階段は、(1)の表の3の項に定める構造とすること。
4 昇降機	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の公共交通機関の施設の1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る利用者の用に供する経路において5メートル以上の高低差がある場合には、当該経路のうち1以上の経路に、(1)の表の4の項(2)に定める構造のエレベーターを設けること。
5 トイレ	(1) 利用者の用に供するトイレを設ける場合においては、(1)の表の5の項(1)のアからエまでに定める基準に適合するトイレを1以上設けること。 (2) 利用者の用に供する男子用小便器のあるトイレを設ける場合においては、床置き式の小便器があるトイレを1以上設けること。
6 案内表示	案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう、高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとする。
7 乗降場	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 両端には、転落防止のための柵を設ける。 (3) 縁端には、注意喚起用ブロックを敷設すること。

(4) 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
歩道	歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、滑りにくく、かつ、平坦なものとする。 (2) 幅員は、200センチメートル以上とする。 (3) 次に掲げる部分の車道との段差は切り下げ、車いす使用者が通過す

	る際に支障とならないものとする。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 ウ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分 (4) 段差の切下げ部分の勾配は、8パーセントを超えないこと。 (5) 歩道の幅員内に排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 (6) 視覚障害者の歩行が多い歩道及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設を結ぶ歩道には、必要に応じて注意喚起用ブロック及び誘導用ブロックを敷設すること。 (7) 歩行者の特に多い歩道にあっては、除排雪しやすい構造とすること。
--	---

(5) 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	利用者の用に供する公園の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 園路	1の項に定める構造の出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (3) 縦断勾配は、原則として4パーセントを超えないこととし、最大縦断勾配はやむを得ない場合でも8.5パーセントを超えないこと。 (4) 3パーセントから4パーセントまでの勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。 (5) 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 (6) 段を設ける場合においては、当該段は、(1)の表の3の項(1)から(4)までに定める構造に準ずるものとする。 (7) 園路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。

	イ 勾配は、8.5パーセントを超えないこと。 ウ 傾斜路には、必要に応じて手すりを設けること。 エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 オ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 (8) 段及び傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用ブロックを敷設すること。
3 案内表示	案内板等を設ける場合においては、(3)の表の6の項に定める基準によること。
4 駐車場	(1) 利用者の用に供する駐車場には車いす使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

別表第4 添付図書(第5条、第7条、第12条関係)

区分	添付図書	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における公共交通機関の施設の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、通路、乗降場その他

		の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、通路、階段、昇降機、車いす使用者対応便房並びに乗降場その他の主要部分の位置及び寸法
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、歩道の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び土地の高低
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、主要な出入口、園路、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
共通		その他市長が必要と認める図書

様式第1号(第5条関係)

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

高岡市長 あて

届出者 住 所

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称並びに代表者の氏名及び印〕
電話番号

高岡市福祉のまちづくり条例第25条第1項の規定により、次の生活・都市施設について適合証の交付を請求します。

1	名	称					
2	所	在	地				
3	種	類	一般建築物・社会福祉施設等・公共交通機関の施設・道路・公園				
4	主	要	用	途			
5	工	事	種	別	新築・新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更		
6 規 模 等	建築物 構造 階数 地上 地下	造 階 階 階	用途 の 内 訳		届 出 部 分	届出以外の部分	計
				()	m ²	m ²	m ²
				()	m ²	m ²	m ²
				()	m ²	m ²	m ²
	合 計			m ²	m ²	m ²	
	公共交通機関の施設		施設面積		m ²		
	道 路		延長		m		
	公 園		施設面積		m ²		
7	工 事 着 手 年 月 日		年 月 日	8	工 事 完 了 年 月 日		年 月 日
9	連	絡	先	所在地及び名称			
				担当者名	電話番号		
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄			

備考

- 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 生活・都市施設整備項目表(様式第2号から様式第6号までのうち該当するもの)及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第2号(第5条、第7条、第12条関係)

生活・都市施設整備項目表(一般建築物)

1	名 称	
2	所 在 地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適 合 状 況	摘 要
1 出入口	(1) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口	ア 幅は、80cm以上	適・否	
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
	(2) 駐車場へ通ずる出入口のうち1以上の出入口	ア 幅は、80cm以上	適・否	
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
	(3) 各室の出入口のうち1以上の出入口	ア 幅は、80cm以上	適・否	
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
2 廊下等	(1) 廊下等	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ (ア) 手すりの設置	適・否	
		(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
		(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		(エ) 識別しやすく、つまずきにくい段	適・否	
		(オ) 注意喚起用床材の敷設	適・否	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室の出入口に至る経路のうち1以上の経路の廊下等	ア 幅は、120cm以上	適・否	
		イ 車いすが転回できる場所の確保	適・否	
		ウ 高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
		エ 出入口等に接する部分の水平の確保	適・否	

	(3) 直接地上へ通ずる1以上の出入口から受付等までの廊下等	誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置	適・否	
	(4) 傾斜路等	ア 幅は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適・否	
		イ 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
		ウ 踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
		エ 手すりの設置	適・否	
		オ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		カ 廊下等の色と識別しやすい路面	適・否	
		キ 注意喚起用床材の敷設	適・否	
3 階 段	階段	ア 手すりの設置	適・否	
		イ 回り段を設けないこと。	適・否	
		ウ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		エ 識別しやすく、つまずきにくい段	適・否	
		オ 注意喚起用床材の敷設	適・否	
4 昇降機	エレベーター	ア エレベーターの設置(床面積の合計が2,000㎡以上の場合)	適・否	
		イ かごの床面積は、1.83㎡以上	適・否	
		ウ かごの奥行きの内法は、135cm以上	適・否	
		エ かごの形状は、車いすの転回に支障のないもの	適・否	
		オ かご内に、停止予定階・現在位置表示装置の設置	適・否	
		カ かご内に、到着階等を知らせる音声装置の設置	適・否	
		キ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		ク かご内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置	適・否	
		ケ かご内に、手すりの設置	適・否	
		コ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置	適・否	
		サ かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい制御装置の設置	適・否	
		シ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、150cm以上	適・否	
		ス 乗降ロビーに、かごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	適・否	
5 トイレ	(1) 専ら高齢者、	ア 床面積の確保	適・否	

	障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設けられる1以上のトイレ又は公衆トイレ	イ 腰掛便座の設置	適・否	
		ウ 手すりの設置	適・否	
		エ 出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		オ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		カ 車いす使用者対応便房設置の表示	適・否	
	(2) 上記以外の建築物に設けられる1以上のトイレ	ア 腰掛便座の設置	適・否	
		イ 手すりの設置	適・否	
		ウ 出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		エ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
	(3) 男子用小便器のある1以上のトイレ	ア 床置き小便器の設置	適・否	
		イ 手すりの設置	適・否	
6 客室等	ホテル又は旅館の1以上の客室等	ア 出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		イ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
		エ 高齢者、障害者が円滑に利用できる床面積の確保	適・否	
		オ 高齢者、障害者が円滑に利用できるトイレの設置等	適・否	
		カ 高齢者、障害者が円滑に利用できる浴室の設置等	適・否	
7 客 席	(1) 固定式の客席を設ける場合の1以上の客席	ア 車いす使用者用席の幅は、90cm以上、奥行きは、120cm以上	適・否	
		イ 床の水平の確保	適・否	
	(2) 車いす使用者用席に至る1以上の通路	ア 幅は、120cm以上	適・否	
		イ 傾斜路の構造 (ア) 勾配は1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下) (イ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否 適・否	
8 案内表示	主要な案内板等	ア 高さ、文字の大きさ等表示への配慮	適・否	
		イ 点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等の配慮	適・否	
9 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	適・否	
		の施設 (ア) 設置場所は、出入口に近い場所	適・否	

			(イ) 幅は、350cm以上	適・否	
			(ウ) 車いす使用者用である旨の表示	適・否	
	(2) 駐車場内の通路	ア	滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
			(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(エ) 識別しやすく、つまづきにくい段	適・否	
		ウ	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否	
	(3) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路のうち1以上の通路	ア	幅は、120cm以上	適・否	
		イ	高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
		ウ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適・否	
			(イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
			(ウ) 路幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
			(エ) 手すりの設置	適・否	
			(オ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(カ) 通路等の色と識別しやすい路面	適・否	
			(キ) 積雪時における配慮	適・否	
10 敷地内の通路	(1) 通路	ア	滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
			(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(エ) 識別しやすく、つまづきにくい段	適・否	
		ウ	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否	
	(2) 道路に至る敷地内通路のうち1以上の通路	ア	幅は、120cm以上	適・否	
		イ	高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
		ウ	誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置	適・否	
		エ	注意喚起用床材の敷設	適・否	
	(3) 車いす使用者	ア	幅員は、120cm以上	適・否	

	用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路	イ 高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
	(4) 傾斜路等	ア 幅は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適・否	
		イ 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
		ウ 踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
		エ 手すりの設置	適・否	
		オ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		カ 通路等の色と識別しやすい路面	適・否	
		キ 積雪時における配慮	適・否	

備考

- 1 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成してください。
- 2 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 4 条例第23条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第3号(第5条、第7条、第12条関係)

生活・都市施設整備項目表(社会福祉施設等)

1	名 称	
2	所 在 地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適 合 状 況	摘 要
1 出入口	(1) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口	ア 幅は、120cm以上	適・否	
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
	(2) 駐車場へ通ずる出入口のうち1以上の出入口	ア 幅は、120cm以上	適・否	
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
	(3) 各室の出入口のうち1以上の出入口	ア 幅は、80cm以上	適・否	
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
2 廊下等	(1) 廊下等	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ (ア) 手すりの設置	適・否	
		(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
		(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		(エ) 識別しやすく、つまずきにくい段	適・否	
		(オ) 注意喚起用床材の敷設	適・否	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室の出入口に至る経路のうち1以上の経路の廊下等	ア 幅は、140cm以上	適・否	
		イ 車いすが転回できる場所の確保	適・否	
		ウ 高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
		エ 出入口等に接する部分の水平の確保	適・否	

	(3) 直接地上へ通ずる1以上の出入口から受付等までの廊下等	誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置	適・否	
	(4) 傾斜路等	ア 幅は、140cm以上(段を併設する場合は、120cm以上)	適・否	
		イ 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
		ウ 踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
		エ 手すりの設置	適・否	
		オ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		カ 廊下等の色と識別しやすい路面	適・否	
		キ 注意喚起用床材の敷設	適・否	
3 階 段	階段	ア 両側に手すりの設置	適・否	
		イ 回り段を設けないこと。	適・否	
		ウ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		エ 識別しやすく、つまずきにくい段	適・否	
		オ 注意喚起用床材の敷設	適・否	
4 昇降機	エレベーター	ア エレベーターの設置(床面積の合計が2,000㎡以上の場合)	適・否	
		イ かごの床面積は、2.09㎡以上	適・否	
		ウ かごの奥行きの内法は、135cm以上	適・否	
		エ かごの形状は、車いすの転回に支障のないもの	適・否	
		オ かご内に、停止予定階・現在位置表示装置の設置	適・否	
		カ かご内に、到着階等を知らせる音声装置の設置	適・否	
		キ かご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上	適・否	
		ク かご内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置	適・否	
		ケ かご内に、手すりの設置	適・否	
		コ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置	適・否	
		サ かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい制御装置の設置	適・否	
		シ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、180cm以上	適・否	
		ス 乗降ロビーに、かごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	適・否	
5 トイレ	(1) 専ら高齢者、	ア 床面積の確保	適・否	

	障害者等が利用 する建築物若し くは床面積の合 計が2,000㎡以上 の建築物に設け られる1以上のト イレ	イ 腰掛便座の設置	適・否	
		ウ 手すりの設置	適・否	
		エ 出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		オ 車いす使用者が円滑に開閉 して通過できる構造の戸	適・否	
		カ 車いす使用者対応便房設置 の表示	適・否	
	(2) 上記以外の建 築物に設けられ る1以上のトイレ	ア 腰掛便座の設置	適・否	
		イ 手すりの設置	適・否	
		ウ 出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		エ 車いす使用者が円滑に開閉 して通過できる構造の戸	適・否	
	(3) 男子用小便器 のある1以上のト イレ	ア 床置き小便器の設置	適・否	
		イ 手すりの設置	適・否	
6 客室等	床面積の合計が 1,000㎡以上の建 築物にベッドを設 ける客室等を設 ける場合の1以上の室	ア 出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		イ 車いす使用者が円滑に開閉 して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際 に支障となる段を設けないこ と。	適・否	
		エ 高齢者、障害者が円滑に利用 できる床面積の確保	適・否	
		オ 高齢者、障害者が円滑に利用 できるトイレの設置等	適・否	
		カ 高齢者、障害者が円滑に利用 できる浴室の設置等	適・否	
7 客 席	(1) 固定式の客席 を設ける場合の1 以上の客席	ア 車いす使用者用席の幅は、9 0cm以上、奥行きは、120cm以 上	適・否	
		イ 床の水平の確保	適・否	
	(2) 車いす使用者 用席に至る1以上 の通路	ア 幅は、120cm以上	適・否	
		イ 傾斜路の構造 (ア) 勾配は、1/12以下(傾 斜路の高さが16cm以下の 場合は、1/8以下)	適・否	
		(イ) 滑りにくい表面仕上 げ	適・否	
8 案内表 示	主要な案内板等	ア 高さ、文字の大きさ等表示へ の配慮	適・否	
		イ 点滅型誘導音装置付誘導灯 の設置等の配慮	適・否	
9 駐車場	(1) 車いす使用者 用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の 設置	適・否	
		イ (ア) 設置場所は、出入口に 近い場所	適・否	
		(イ) 幅は、350cm以上	適・否	

			(ウ) 車いす使用者用である旨の表示	適・否	
	(2) 駐車場内の通路	ア	滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
			(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(エ) 識別しやすく、つまづきにくい段	適・否	
		ウ	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否	
	(3) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路のうち1以上の通路	ア	幅は、140cm以上	適・否	
		イ	高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
		ウ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、140cm以上(段を併設する場合は、120cm以上)	適・否	
			(イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
			(ウ) 路幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
			(エ) 手すりの設置	適・否	
			(オ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(カ) 通路等の色と識別しやすい路面	適・否	
			(キ) 積雪時における配慮	適・否	
10 敷地内の通路	(1) 通路	ア	滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
			(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(エ) 識別しやすく、つまづきにくい段	適・否	
		ウ	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否	
	(2) 道路に至る敷地内通路のうち1以上の通路	ア	幅は、140cm以上	適・否	
		イ	高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
		ウ	誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置	適・否	
		エ	注意喚起用床材の敷設	適・否	
	(3) 車いす使用者	ア	幅員は、140cm以上	適・否	

	用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路	イ 高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
	(4) 傾斜路等	ア 幅は、140cm以上(段を併設する場合は、120cm以上)	適・否	
		イ 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
		ウ 踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
		エ 手すりの設置	適・否	
		オ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		カ 通路等の色と識別しやすい路面	適・否	
		キ 積雪時における配慮	適・否	

備考

- 1 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成してください。
- 2 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 4 条例第23条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第4号(第5条、第7条、第12条関係)

生活・都市施設整備項目表()

1 名 称	2 所 在 地			
整備項目	整備箇所	整備基準	適 合 状 況	摘 要
1 改札口	1以上の改札口	ア 幅は、80cm以上	適・否	
		イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
		ウ 誘導用ブロックの敷設	適・否	
2 通 路	(1) 通路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ (ア) 手すりの設置	適・否	
		(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
		(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		(エ) 識別しやすく、つまずきにくい段	適・否	
		(オ) 注意喚起用ブロックの敷設	適・否	
	(2) 改札口から乗降場に至る1以上の経路の通路	ア 幅は、140cm以上	適・否	
		イ 高低差がある場合の傾斜路等の設置	適・否	
		ウ 出入口等に接する部分の水平の確保	適・否	
		エ 誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置等の設置	適・否	
	(3) 傾斜路等	ア 幅は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適・否	
		イ 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
		ウ 踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
		エ 手すりの設置	適・否	
		オ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		カ 通路等の色と識別しやすい路面	適・否	
		キ 注意喚起用ブロックの敷設	適・否	
3 階 段	階段	ア 手すりの設置	適・否	
		イ 回り段を設けないこと。	適・否	
		ウ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		エ 識別しやすく、つまずきにくい段	適・否	
		オ 注意喚起用ブロックの敷設	適・否	
4 昇降機	エレベーター	ア エレベーターの設置(1日当たりの乗降客が5,000人以上の場合)	適・否	

		イ かがの床面積は、1.83㎡以上	適・否	
		ウ かがの奥行きの内法は、135cm以上	適・否	
		エ かがの形状は、車いすの転回に支障のないもの	適・否	
		オ かが内に、停止予定階・現在位置表示装置の設置	適・否	
		カ かが内に、到着階等を知らせる音声装置の設置	適・否	
		キ かが及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		ク かが内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置	適・否	
		ケ かが内に、手すりの設置	適・否	
		コ かが内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置	適・否	
		サ かが内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい制御装置の設置	適・否	
		シ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、150cm以上	適・否	
		ス 乗降ロビーに、かがの昇降方向を知らせる音声装置の設置	適・否	
5 トイレ	(1) 車いす使用者対応便房のあるトイレ	ア 床面積の確保	適・否	
		イ 腰掛便座の設置	適・否	
		ウ 手すりの設置	適・否	
		エ 出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		オ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		カ 車いす使用者対応便房設置の表示	適・否	
	(2) 男子用小便器のある1以上のトイレ	床置き式小便器の設置	適・否	
6 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	適・否	
7 乗降場	乗降場	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 転落防止柵の設置	適・否	
		ウ 注意喚起用ブロックの敷設	適・否	

備考

- 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第23条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその利用を記入してください。

様式第5号(第5条、第7条、第12条関係)

生活・都市施設整備項目表(道路)

1 名 称	
2 所 在 地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要
歩道	歩道	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 幅は、200cm以上	適・否	
		ウ (ア) 歩道の巻込み部分	適・否	
		(イ) 歩道が横断歩道と接する部分	適・否	
		(ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分	適・否	
		エ 切下げ部分の勾配は、8%以下	適・否	
		オ つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否	
		カ 注意喚起用ブロック及び誘導用ブロックの敷設	適・否	
		キ 除排雪しやすい構造	適・否	

備考

- 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第23条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第6号(第5条、第7条、第12条関係)

生活・都市施設整備項目表(公園)

1 名 称					
2 所 在 地					

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
1 出入口	1以上の出入口	ア 幅は、120cm以上	適・否		
		イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否		
2 園 路	出入口から主要な施設に至る1以上の園路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 幅は、120cm以上	適・否		
		ウ 縦断勾配は、4%以下、最大縦断勾配は、8.5%以下	適・否		
		エ 150cm以上の水平部分の設置	適・否		
		オ つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否		
		カ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
			(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(エ) 識別しやすく、つまずきにくい段	適・否	
			(オ) 注意喚起用ブロックの敷設	適・否	
		キ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適・否	
			(イ) 勾配は、8.5%以下	適・否	
			(ウ) 手すりの設置	適・否	
			(エ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(オ) 園路等の色と識別しやすい路面	適・否	
(カ) 注意喚起用ブロックの敷設	適・否				
3 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	適・否		
4 駐車場	車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	適・否		
		イ 施設の基準	(ア) 設置場所は、出入りに近い場所	適・否	
			(イ) 幅は、350cm以上	適・否	
			(ウ) 車いす使用者用である旨の表示	適・否	

備考

- 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第23条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第7号(第7条関係)

特定生活・都市施設新築等(変更)届出書

年 月 日

高岡市長 あて

届出者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称並びに代表者の氏名及び印〕
電話番号

高岡市福祉のまちづくり条例第28条第1項(第2項)の規定により、特定生活・都市施設の新築等(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	名	称									
2	所	在	地								
3	種	類	一般建築物・社会福祉施設等・公共交通機関の施設・道路・公園								
4	主	要	用	途							
5	工	事	種	別	新築・新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更						
6 規 模 等	建築物 構造 階数 地上 地下	造 内 訳		届	出	部	分	届出以外の部分	計		
			用	()	m ²	m ²	m ²				
			途	()	m ²	m ²	m ²				
			の	()	m ²	m ²	m ²				
				合	計	m ²	m ²	m ²			
	公共交通機関の施設		施設面積 m ²								
	道 路		延長 m								
	公 園		施設面積 m ²								
7	工事着手予定年月日		年	月	日	8	工事完了予定年月日		年	月	日
9	連	絡	先	所在地及び名称							
				担当者名				電話番号			
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄							

備考

- 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 生活・都市整備項目表(様式第2号から様式第6号までのうち該当するもの)及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第8号(第9条関係)

特定生活・都市施設工事完了届出書

年 月 日

高岡市長 あて

届出者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称並びに代表者の氏名及び印〕
電話番号

高岡市福祉のまちづくり条例第30条の規定により、特定生活・都市施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 名 称			
2 所 在 地			
3 種 類	一般建築物・社会福祉施設等・公共交通機関の施設・道路・公園		
4 主 要 用 途			
5 工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更		
6 届 出 年 月 日	年 月 日		
7 届 出 受 付 番 号	第 号		
8 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	9 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
10 連 絡 先	所在地及び名称		
	担当者名 電話番号		
※受付欄		※処理欄	

備考

- 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号(第12条関係)

特定生活・都市施設適合状況報告書

年 月 日

高岡市長 あて

届出者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称並びに代表者の氏名及び印〕
電話番号

高岡市福祉のまちづくり条例第35条第1項の規定により、特定生活・都市施設の整備基準への適合状況について、次のとおり報告します。

1	名	称					
2	所	在	地				
3	種	類	一般建築物・社会福祉施設等・公共交通機関の施設・道路・公園				
4	主	要	用	途			
5	工	事	種	別	新築・新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更		
6 規 模 等	建築物 構造 階数 地上 地下	造 階 階 階	用途 の 内 訳		届 出 部 分	届出以外の部分	計
				()	m ²	m ²	m ²
				()	m ²	m ²	m ²
				()	m ²	m ²	m ²
	合 計			m ²	m ²	m ²	
	公共交通機関の施設		施設面積		m ²		
	道 路		延長		m		
	公 園		施設面積		m ²		
7	工 事 着 手 年 月 日		年 月 日	8	工 事 完 了 年 月 日		年 月 日
9	連	絡	先	所在地及び名称			
				担当者名		電話番号	
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄			

備考

- 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 生活・都市整備項目表(様式第2号から様式第6号までのうち該当するもの)及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第10号(第13条関係)

(表)

	第 号
写真 貼り付け欄	身 分 証 明 書 所 属 職 氏 名 年 月 日 生
上記の者は、高岡市福祉のまちづくり条例第35条第1項の規定により立入調査をすることができる職員であることを証明する。	
年 月 日	高岡市長 印

(裏)

高岡市福祉のまちづくり条例(抜すい)
(報告の徴収及び立入調査) 第35条 市長は、第29条及び第31条から前条までの規定の施行に必要な限度において、特定生活・都市施設の新築等をしようとする者又は特定生活・都市施設を設置し、若しくは管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に特定生活・都市施設若しくは特定生活・都市施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。)

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 5 条、第 7 条、第12条関係)

様式第 3 号(第 5 条、第 7 条、第12条関係)

様式第 4 号(第 5 条、第 7 条、第12条関係)

様式第 5 号(第 5 条、第 7 条、第12条関係)

様式第 6 号(第 5 条、第 7 条、第12条関係)

様式第 7 号(第 7 条関係)

様式第 8 号(第 9 条関係)

様式第 9 号(第12条関係)

様式第10号(第13条関係)